

新自己資本比率規制(バーゼル)による開示

バーゼル とは

バーゼル とは、2004年6月にバーゼル銀行監督委員会から最終案が公表された、金融機関の新しい自己資本比率規制のことです。バーゼル は、近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化等を踏まえ、各金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目的として平成18年3月27日に施行されました。当金庫も平成19年3月期の決算から適用しています。

このバーゼル は、次の三つが柱となっています。

「第一の柱」(最低所要自己資本比率)

第一の柱では最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測を現行規制より精緻化するという点が最も大きな特徴です。具体的には信用リスクの計測の精緻化に加え、新たにオペレーショナル・リスク量が自己資本比率の算定に導入されました。

「第二の柱」(金融機関の自己管理と監督上の検証)

銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第一の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取り組みを期待すること、また当局は、各金融機関が自発的に創意工夫をしたリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められています。

「第三の柱」(市場規律)

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められています。

最低所要自己資本比率の計算式(国内基準)

$$\frac{\text{自己資本額}}{\text{信用リスク (標準的手法)} + \text{オペレーショナル・リスク (基礎的手法)}} \quad 4\%$$

当金庫はバーゼル に適切に対応するために、今まで培ってきた経験とノウハウを駆使するとともに、各リスク計測の精緻化に今後も努めてまいります。

当金庫の自己資本の充実の状況について

定性的な開示事項

自己資本調達手段の概要	26
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	27
信用リスクに関するリスク管理の方針及び 手続の概要(証券化エクスポージャーを除く)	28
信用リスク削減手法に関するリスク管理の 方針及び手続の概要	31
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引 相手のリスクに関する事項	31
証券化エクスポージャーに関する事項	31
オペレーショナル・リスクに関するリスク管 理の方針及び手続の概要	32
銀行勘定における出資等または株式等エク スポージャーに関するリスク管理の方針及 び手続の概要	32
銀行勘定における金利リスクに関するリス ク管理の方針及び手続の概要	33

定量的な開示事項

自己資本調達手段の概要	26
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	27
信用リスクに関するリスク管理の方針及び 手続の概要(証券化エクスポージャーを除く)	28
信用リスク削減手法に関するリスク管理の 方針及び手続の概要	31
派生商品取引及び長期決済期間取引の取 引相手のリスクに関する事項	31
証券化エクスポージャーに関する事項	31
銀行勘定における出資等または株式等エク スポージャーに関するリスク管理の方針及 び手続の概要	32
銀行勘定における金利リスクに関するリス ク管理の方針及び手続の概要	33

リスク管理について

1 内部統制について

当金庫では、業務の健全性及び適切性を確保し、地域社会からの信用を維持することにより、「地域にとってなくてはならない信用金庫」としての存在価値をより一層高めていかなければならないと考えております。そのためにも、万全なコンプライアンス態勢のもと、統合的なリスク管理態勢を構築し、適正な収益を確保していくために内部統制の基本方針を制定いたしました。

この基本方針には、以下の体制作りについて規定しております。

理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

損失の危機の管理に関する規程その他の体制

理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

理事及び職員が監事に報告をするための体制

その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

*「内部統制」とは、「企業不祥事等の発生を防止し、企業価値を高めるために、経営者が社内をコントロールする仕組み」のことを言います。

*内部統制の目的

1 業務の有効性及び効率性

事業活動の目的の達成のため、業務の有効性及び効率性を高めること。

2 財務報告の信頼性

財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すること。

3 事業活動に関わる法令等の遵守

事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進すること。

4 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認のもとに行われるよう、資産の保全を図ること。

2 リスク管理

当金庫では、健全性の確保と収益性の向上を図るために、各種業務執行に伴い発生する様々なリスクを正しく把握するとともに、金融情勢の変化に対応できるようにリスクを統合的に管理することにより、リスク管理態勢の強化と高度化に努めております。

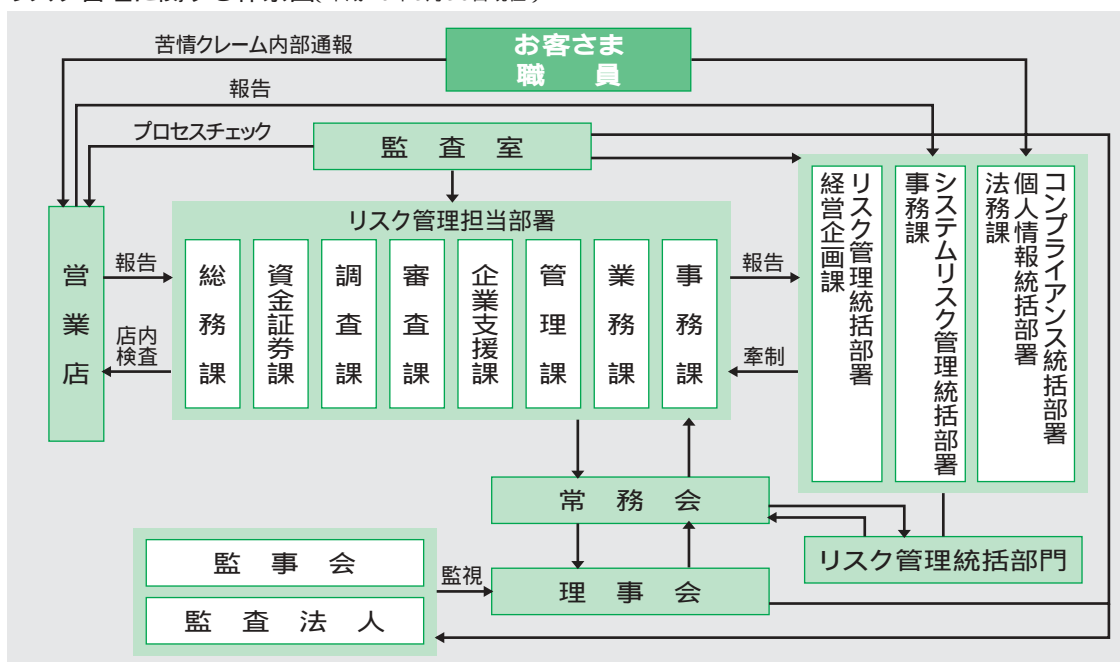
(1)業務執行に伴い発生するリスクを次のカテゴリーに区分しております。

信用リスク	信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能または利息取立不能になるリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するために、審査管理体制の充実と強化を図り、貸出の事前審査、事後管理を通じて信用リスクの回避に努めております。また、内部研修の実施や外部研修へ職員を派遣し、貸出能力の向上も図っております。	
市場リスク	市場リスクとは、資産(貸出金、有価証券など)・負債(預金など)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などをいいます。市場リスク及び流動性リスクなどの管理の重要性はますます拡大しており、当金庫では、これらのリスク回避のため、ALM委員会を設置して預貸金の金利、運用、調達の方針を策定するとともに、市場変化に対する損益への影響度を把握・管理しております。	
流動性リスク	流動性リスクとは、資産の運用と調達における期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信金中央金庫へ支払準備金の預け入れをして、流動性リスク体制を確立しております。	
オペレーショナル・リスク	事務リスク	事務リスクとは、事務上のミスや不正による損失を受けるリスクのことです。当金庫では、本部監査部門による本支店に対する定期的な臨店検査を実施する一方、本支店自らが行う月例店内検査の実施を義務付けているほか、日常の事務ミス防止のため内部規程を整備するなど、事故の未然防止のために万全の体制をとっております。
	システムリスク	システムリスクとは、コンピューターシステムの異常停止、誤作動などシステムの不備やコンピューターが不正利用されることにより損失を被るリスクのことです。当金庫において最も重要なオンラインシステムは、信金共同事務センターで管理・運営されており、このシステムは、災害時に備え充分なバックアップ体制を整えております。
	法務リスク	法務リスクとは、多様な金融機関業務における諸取引・契約締結等の結果、お取引先や第三者からの損失の賠償を求められたり、トラブル・紛争等が発生するリスクをいいます。また、法令等に違反しないまでも、不適切な行為を行ったとして信用が失墜したり、不適切な契約の締結により必要以上の義務を負うなど、金融機関としての不測の損失を被ることもあります。当金庫では、不測の損失発生を回避するとともに、適切な業務運営が行われるよう、法務課が法務リスク・コンプライアンスを統括し、重要な契約書や新商品・新業務の取組みに際してのチェックを実施しています。
	風評リスク	風評リスクとは、金融機関自身の行為や第三者の行為により生じた風評(良くないうわさ)の流布などによって損失を被るリスクをいいます。当金庫では、このリスクが他の各リスクと連動する重大性を認識し、発生要因となりうる各リスクの管理について一層の強化を図っています。また、お客さまからの苦情などに対しても速やかな経営陣への報告はもとより、関連各部門での緊密な連絡・協議体制をとっています。

(2)統合的なリスク管理を行うための組織体制

リスクカテゴリー毎に評価されたリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照する等の方法により統合的なリスク管理を行うために、統括部門を設置しています。各リスクカテゴリーに統括部署と担当部署を定めて、各リスクの把握・確認・管理に努めています。

リスク管理に関する体系図(平成19年3月30日現在)



当金庫のリスク量について

統合的なリスク管理態勢

統合的なリスク管理態勢とは、当金庫が直面するリスクに関して、第一の柱でカバーされないものも含めて、それぞれのリスクカテゴリー毎の方法で評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と対比する自己管理型のリスク管理をいいます。

統合的なリスク管理における当金庫のリスクの算出方法

1.信用リスク

信用リスク量は、大口与信先(自己査定名寄せ後)上位10先に対する未保全額としています。

2.市場リスク

銀行勘定の金利リスク

金利ショックをパーセントイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しています。

価格変動リスク

株式のリスク計測手法は、「保有上場株式時価×10%×値をリスク量」としています。

為替リスク

各通貨が10%変動した場合の数値をリスク量としています。

外貨金利リスク

各外貨金利が100BP(1%)変動した場合の数値をリスク量としています。

注)上記、は仕組債のリスクを把握するための手法を記載しています。

平成20年3月期における当金庫の統合的なリスク量は、5,218百万円となっております。しかし、仮にこのリスクの全てが一時に顕在化した場合であってもリスク控除後の自己資本額は、4,453百万円、また、リスク控除後の自己資本比率は15.97%となり、国内基準の4%を大きく上回ります。従って、健全性は十分維持しております。

(1)統合的なリスク管理(平成20年3月期)

(単位:百万円、%)

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
自己資本額(TIER 1)	9,651	9,671	自己資本に対する割合	
金利リスク(パーセントイル)	2,324	2,326	24.08	24.05
貸出金	907	1,021		
有価証券	2,069	1,916		
預け金	94	145		
その他	2	7		
要求性預金	336	318		
定期性預金	412	432		
その他		12		
信用リスク(大口与信先未保全額)	1,478	2,534	15.31	26.20
株価下落(Topix 値×10%)	23	54	0.24	0.56
外貨金利(100BP)	17	16	0.18	0.17
為替(ドル10%円高)	50	35	0.52	0.36
オペレーショナル・リスク	246	253	2.55	2.62
リスク合計	4,138	5,218	42.88	53.96
リスク控除後自己資本額(自己資本額Tier1-リスク合計)	5,513	4,453		
信用リスクアセット	28,076	27,878		
リスク控除後自己資本比率	19.64	15.97		

当金庫の自己資本の充実の状況等について

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本については、地域のお客さまによる普通出資金で調達しております。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項目 (自己資本)	平成19年3月期	平成20年3月期
出資金	349	349
うち非累積的永久優先出資金		
優先出資申込証拠金		
資本準備金		
その他資本剰余金		
利益準備金	349	349
特別積立金	9,250	9,000
次期繰越金	91	80
その他		
処分未済持分		
自己優先出資		
自己優先出資申込証拠金		
その他有価証券の評価差損	389	108
営業権相当額		
のれん相当額		
企業結合により計上される無形固定資産相当額		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額		
基本的項目 計(A)	9,651	9,671
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額		
一般貸倒引当金	84	205
負債性資本調達手段等		
負債性資本調達手段		
期限付劣後債務及び期限付優先出資		
補完的項目不算入額		30
補完的項目 計(B)	84	174
自己資本総額[(A)+(B)](C)	9,735	9,845
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	76	116
負債性資本調達手段及びこれらに準ずるもの	76	76
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		40
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oスリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)		
控除項目不算入額	76	76
控除項目 計(D)		40
自己資本額[(C)-(D)](E)	9,735	9,805
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス項目)	24,838	24,587
オフ・バランス取引項目	158	117
オペレ - ショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,079	3,173
リスク・アセット等計(F)	28,076	27,878
単体Tier 1比率(A/F)	34.37	34.68
単体自己資本比率(E/F)	34.67	35.17

(注) 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。



用語解説

- 金利リスク…………… 金融市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいいます。
- リスク・アセット…………… リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。
- Tier1(基本的項目) …… 自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の基本的項目であり、出資金、利益剰余金などから構成されています。
- Tier2(補完的項目) …… 自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の補完的項目であり、当金庫では一般貸倒引当金が該当しています。
- Tier1比率…………… 基本的項目の額÷(リスク・アセットの総額+オペレーショナル・リスクのリスク・アセット)
- 単体自己資本比率 …… 単体自己資本の額÷(リスク・アセットの総額+オペレーショナル・リスクのリスク・アセット)

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、特別積立金への積上げによる内部留保に努めており、その結果自己資本の充実度は高く、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策についても、每期策定する事業計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による自己資本の積上げを基本的な方針としております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	リスク・アセット		所要自己資本額	
	平成19年3月期	平成20年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	24,997	24,705	999	988
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	24,997	24,705	999	988
現金				
我が国の中央政府及び中央銀行向け				
外国の中央政府及び中央銀行向け		14		0
国際決済銀行等向け				
我が国の地方公共団体向け				
外国の中央政府以外の公共部門向け	2	1	0	0
国際開発銀行向け		0		0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0
地方三公社向け				
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,753	5,352	190	214
法人等向け	11,499	11,497	459	459
中小企業等向け及び個人向け	2,486	1,582	99	63
抵当権付住宅ローン	1,155	940	46	37
不動産取得等事業向け	661	906	26	36
三月以上延滞等	77	211	3	8
取立未済手形	2	2	0	0
信用保証協会等による保証付	398	383	15	15
株式会社産業再生機構による保証付				
出資等	711	816	28	32
上記以外	3,248	2,992	129	119
証券化エクスポージャー				
証券化(オゾンネーター)				
証券化(オゾンネーター以外)				
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産				
ロ.オペレーショナル・リスク	3,079	3,173	123	126
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	28,076	27,878	1,123	1,115

(注)1.所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4.オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



用語解説

所要自己資本…………… 各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)

エクスポージャー…………… リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

抵当権付住宅ローン…………… パーzell においては、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第一順位かつ担保評価が十分満たされているものを指しています。

不動産取得等事業者…………… (代表的な解釈は)不動産の取得又は運用を目的とした事業者。

オペレーショナル・リスク 金庫の業務上において不適切な処理などで生じる事象により損失を受けるリスクのことを指しています。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等によって生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。

3.信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 (証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少あるいは消滅し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「貸出事務取扱規程」「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクを抑制するための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクを計測するため、大口与信先10先に対する未保全額を用いて信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しています。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。また、一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に報告する態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準に関する規程」及び「償却・引当基準に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。個別貸倒引当金のうち破綻懸念先については、優良担保を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、実質破綻先及び破綻先については、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引当しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター(R&I)
- ・(株)日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

業種別 平成19年3月期

(単位:百万円)

業種区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞エクスポージャー
		貸出金	コミットメント ライン契約	オフ・バランス 取引	債券	
製造業		4,556	4,489	47	19	1
農・林・漁業		4,120	4,047	29	43	43
鉱業		1,038	1,033		4	0
建設業		6,346	6,153	124	68	4
電気・ガス・水道等		175	43	0		131
情報通信業		9	8	0		
運輸業		4,085	747	58	21	3,258
卸売業		772	758	14		
小売業		2,837	2,713	91	32	7
金融・保険業		4,816	501	251		4,063
不動産業		2,592	2,573	17	1	
各種サービス		4,157	4,068	82	6	32
国・地方公共団体等		44,336	17,047			27,289
個人		8,623	5,319	3,273	31	17
業種別合計		88,472	49,507	3,991	230	34,742

- (注) 1. 貸出金には、未収利息、貸出金に準じる仮払金を含んでいます。
 2. コミットメントライン契約とは、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規程された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する当座貸越契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高です。
 3. オフ・バランス取引には、債務保証及び代理業務貸付を含みます。
 4. 債券には、ユーロ円債を含んでいます。
 5. 債券には未収利息を含んでいます。
 6. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

平成20年3月期

(単位:百万円)

業種区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金	コミットメント ライン契約	オフ・バランス 取引	債券	
製造業		4,474	4,423	38	12	
農・林・漁業		4,269	4,203	32	33	89
鉱業		1,089	1,085	0	3	
建設業		5,544	5,351	129	63	245
電気・ガス・水道等		175	41	1		131
情報通信業		10	6	3		
運輸業		4,067	664	40	14	3,349
卸売業		739	726	13		
小売業		2,584	2,451	100	32	5
金融・保険業		5,309	488	253		4,567
不動産業		3,492	3,477	14	1	
各種サービス		3,779	3,694	80	4	13
国・地方公共団体等		41,865	16,555			25,309
個人		7,990	4,763	3,199	27	13
業種別合計		85,392	47,931	3,909	193	33,358

- (注) 1. 貸出金には、未収利息、貸出金に準じる仮払金を含んでいます。
 2. コミットメントライン契約とは、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規程された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する当座貸越契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高です。
 3. オフ・バランス取引には、債務保証及び代理業務貸付を含みます。
 4. 債券には、ユーロ円債を含んでいます。
 5. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことで、当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

残存期間別 平成19年3月期

(単位:百万円)

項目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合計
貸出金	24,093	6,021	3,723	3,304	9,102	2,918	49,164
有価証券	855	2,893	3,341	11,255	16,362	626	35,333
国債	147	398	323	3,650	9,832		14,351
地方債	421	1,849	591	4,052	2,326		9,240
公社公団債	86	248	1,045	3,553	2,203		7,136
金融債	199	397	1,380				1,978
外国証券					2,000		2,000
株式						306	306
投資信託						309	309
その他の証券						9	9

平成20年3月期

(単位:百万円)

項目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合計
貸出金	18,884	5,884	6,199	4,836	8,248	3,841	47,896
有価証券	1,459	3,120	3,923	10,140	14,957	905	34,506
国債	184	446	1,056	1,811	8,028		11,527
地方債	984	1,031	630	4,492	2,870		10,009
公社公団債	90	254	1,833	3,836	1,559		7,574
金融債	199	1,388	402				1,990
外国証券					2,500		2,500
株式						220	220
投資信託						634	634
その他の証券						49	49

(注) 各項目は、未収利息を含んでおりません。



用語解説

リスク・ウェイト 債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いています。

適格格付機関 パーゼルにおいて、金融機関がリスクを算出するにあたって、用いることができる格付を付与する格付機関のことを指しています。金融庁長官は適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

口.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期 増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成19年3月期	33	50	84
	平成20年3月期	84	120	205
個別貸倒引当金	平成19年3月期	839	52	880
	平成20年3月期	880	396	1,272
合 計	平成19年3月期	873	103	965
	平成20年3月期	965	517	1,478

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		期末残高			
	平成19年 3月期	平成20年 3月期	平成19年 3月期	平成20年 3月期	平成19年 3月期	平成20年 3月期	平成19年 3月期	平成20年 3月期
製 造 業	47	46	1	11	46	57		
農 業	375	364	10	12	364	352		
林 業								
漁 業	3		3	0		0		
鉱 業		2	2	36	2	39		
建 設 業	231	220	8	339	220	556	4	2
電気・ガス・熱供給・ 水道業								
情報通信業								
運 輸 業				3		3		
卸売業・小売業	15	28	13	4	28	24		
金融・保険業								
不 動 産 業	11	14	2	0	14	14		
各種サービス	83	82	1	4	82	87		
国・地方公共団体等								
個 人	70	121	59	16	121	138	10	5
合 計	839	880	52	396	880	1,272	15	8

(注)当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため「地域別」の区分は省略しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	格付有り		格付無し	
	平成19年3月期	平成20年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
0%			42,383	39,359
10%			10,726	10,973
20%	515	1,023	23,792	27,077
35%			3,329	3,151
50%			391	318
75%			4,725	4,088
100%			22,728	21,503
150%			10	8
350%				
自己資本控除				40
合計	515	1,023	108,088	106,520

(注)Ⅰ.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。 Ⅱ.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」及び「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼル で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として浦河町役場、様似町役場、社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、浦河町役場、様似町役場は政府保証と同様、社団法人しんきん保証基金は法人等向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保 証	
	適格金融資産担保		平成19年3月期	平成20年3月期
	平成19年3月期	平成20年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	7,004	6,506	7,761	10,339
ソブリン向け			7,223	7,658
金融機関向け			2	479
法人等向け	5,288	4,763	455	308
中小企業等・個人向け	1,335	1,238	27	969
抵当権付住宅ローン	13	68		921
不動産取得等事業向け	14	26		
三月以上延滞等	0			1
信用保証協会等による保証付	7			
その他	344	409	54	

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。



用語解説

信用リスク削減手法

金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。ただし、パーゼル における信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、適格保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。

7.オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「内部統制基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な各種事務取扱要領の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制態勢としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

バーゼル 対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しておりますが、さらなる高度化を目指しております。

現状、オペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

8.銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫の銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものとしては、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、信金中央金庫出資金、北海道しんきん地域活性投資事業有限責任組合の出資金などが該当します。

このうち、上場株式、株式関連投資信託のリスクの認識については、時価評価及び上場株式時価×10%×値(個別銘柄のTOPIXに対する感応度を示す指標)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会や常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は「資金運用規程」「有価証券運用計画」のなかで定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。また、その取引については、事務部門(バックオフィス)が外部証券との照合により内容を確認するなど、投資執行部門(フロントオフィス)に対して牽制が働く体制としております。

なお、当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

イ.出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

区分	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損
上場株式等	平成19年3月期	570	525	44	0
	平成20年3月期	685	629	56	56
非上場株式等	平成19年3月期				
	平成20年3月期				
合計	平成19年3月期	570	525	44	0
	平成20年3月期	685	629	56	56

その他有価証券で時価のないもの等 (単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額
上場株式等	
非上場株式等	186
合計	186

(注)1.投資信託等の裏付け資産のうち出資等エクスポージャーに該当するものは一括して上場株式等を含めております。
2.評価差額には、投資信託等の裏付け資産の評価損益を含んでおりません。

ロ.子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当するものはありません。

ハ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区分	売却額	売却損益		株式等償却
		売却益	売却損	
出資等 エクスポージャー	平成19年3月期	1,423	76	3
	平成20年3月期	1,173	32	113

9 銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

計測手法

ラダー計算方式

コア預金

対象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

算定方法：過去5年の最低残高、過去5年の最大年間流出量を差引いた残高、現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

満期：5年以内(平均2.5年)

金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

金利ショック幅

金利ショック幅は、野村證券(株)BONDMISから提供されるJPYJGBレート(国債金利)のパーセンタイル値

リスク計測の頻度

四半期毎

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

区分	運用勘定		区分	調達勘定	
	金利リスク量			金利リスク量	
	平成19年3月期	平成20年3月期		平成19年3月期	平成20年3月期
貸出金	907	1,021	定期性預金	412	432
有価証券等	2,069	1,916	要求払預金	336	318
預け金	94	145	その他		12
コールローン等			調達勘定合計	748	763
その他	2	7			
運用勘定合計	3,073	3,089			
銀行勘定の金利リスク	2,324	2,326			

(注)1.銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックをパーセンタイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。

2.要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。

3.銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しています。

銀行勘定の金利リスク(2,326百万円) = 運用勘定の金利リスク量(3,089百万円) + 調達勘定の金利リスク量(763百万円)



用語解説

金利ショック……………金利の変化(衝撃)のことで、上下200ベース・ポイント(2%)の平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法があります。当金庫はこのパーセンタイル値で金利リスク量を算出しています。

パーセンタイル値……………計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。
算出方法

1年前との金利差を最低5年分以上計測し、当該金利差のデータを小さい方から1%目(例えばデータ総数が1200あれば12個目)に該当するデータが1パーセンタイル値となります。

コア預金……………明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことをいいます。具体的には、過去5年間の最低残高、過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均2.5年)として金融機関が独自に定めます。